

# 経済要録

## 国 内

### ◆平成9年度税制改正の要綱について

政府は、1月10日、平成9年度税制改正要綱を閣議決定した。同要綱は、「最近における社会経済情勢等に顧み、住宅・土地関連税制等について適切な対応を図るとともに、租税特別措置の整理合理化、蒸留酒に係る酒税の見直しその他所要の措置を講ずること」を内容とするもの。なお、所得税の特別減税は、現下の経済・財政状況を勘案し、実施しないほか、消費税と地方消費税を合わせた税率は、法律に規定されないとおり平成9年4月1日から5%となる。平成9年度の税制改正による増減収見込額は以下のとおり。

平成9年度の税制改正(内国税  
関係)による増減収見込額

改 正 事 項	初 年 度	平 年 度
1. 住宅・土地関係の改正		
(1) 住宅取得促進税制の見直し	△ 400	△ 820
(2) 住宅用家屋等に係る登録免許税の軽減	△ 200	△ 200
(3) 不動産譲渡契約書等に係る印紙税の軽減	△ 210	△ 210
2. 社会経済情勢等への対応		
(1) 沖縄振興のための航空機燃料税の軽減	△ 30	△ 40
(2) その他	△ 20	△ 30
3. その他の租税特別措置の改正	+ 20	+ 40
4. 蒸留酒に係る酒税の見直し(WTO関係)	△ 180	△ 290
合 計	△1,020	△1,550

(備考) 上記のほか、航空機燃料税の軽減に伴う特別会計分の減収額は、初年度5億円、平年度8億円と見込まれる。

### ◆外国為替等審議会の答申について

外国為替等審議会は、1月16日、「『外国為替及び外国貿易管理法』の改正について—我が国金融・資本市場の一層の活性化に向けて—」と題する答申書を大蔵大臣および通商産業大臣あてに提出した。同答申書では、外為制度の抜本的見直しを金融システム改革のフロントランナーとして位置付け、東京市場がニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融センターとして再生するためには、グローバル・スタンダードに沿った制度の整備が必要とした上で、東京市場の活性化のための具体的方策を取りまとめ、「外国為替及び外国貿易管理法」改正案を早期に国会に提出することを求めている。同答申書で示された具体的方策の主な内容は以下のとおり。

#### 1. 内外資本取引等の自由化

資本取引、決済等について、一部の直接投資や経済制裁等の場合を除き、事前の許可・届出制度を廃止する。

#### 2. 外国為替業務の自由化と外国為替公認銀行制度等の廃止

外国為替公認銀行・指定証券会社・両替商の各制度を廃止し、外為法による外為業務の規制を撤廃する。

#### 3. 事後報告制度の整備

すべての報告についてその必要性を見直し、簡素化・合理化に努めつつ、必要な報

告については報告義務違反に対する罰則制度を維持する。

#### 4. 経済制裁等の国際的要請への対応

国際的な要請に応じ、経済制裁等を機動的かつ効果的に実施しうるメカニズムを確保するほか、経済情勢等の急激な変動に対する緊急避難的対応を可能とする制度を維持する。

#### 5. 直接投資

対外直接投資は、制限業種以外の一般業種（経済制裁対象国で行う事業を除く）について、事前届出制から事後報告制に移行する。対内直接投資は、既に原則事後報告・一部事前届出制に移行しているが、一層の自由化を図る必要がある。

### ◆規制緩和推進計画の見直し・検討状況の中間公表について

政府は、1月17日、現時点の規制緩和推進計画の見直し・検討状況を公表した。このうち、金融・証券・保険関係の見直し・検討状況の概要は以下のとおり。

#### (金融・保険)

1. 金融分野においては、これまでにも競争の促進、利用者利便の向上等の観点から、預金金利の自由化や金融制度改革の実施等、規制の根幹部分に係る緩和を推進してきたところである。また、保険分野においても、平成8年4月の約半世紀振りの全面的な保険業法改正により、生・損保間の相互参入を始めとする保険業全般にわたる規制緩和を実施したところである。

2. 金融市場改革については、昨年11月の総理指示を受け、金融制度調査会や保険審議会において2001年までに改革が完了するようなプランをできる限り早急にとりまとめるよう議論が進められているところであるが、これと平行して、審議会での検討項目以外の諸規制についても、金融市場改革の一環として、規制の緩和ないし見直しに前向きに取り組んでいくことが必要と考えている。

3. 現在、こうした観点に立ち、かつ内外からの「規制緩和等に関する意見・要望」等を踏まえて検討を進めているところであり、例えば以下のような項目について、規制の緩和ないし見直しの検討を開始することを規制緩和推進計画の改定の際に盛り込むほか、一部の項目については今年度中に措置を講じる予定である。なお、昨年12月の日米保険協議の決着内容に盛り込まれた自由化措置についても、今後実施していく予定である（既に一部実施済み）。

#### (規制緩和推進計画に盛り込む予定の項目)

- ・金融機関の店舗設置場所基準の撤廃
- ・金融機関の店舗人員基準の廃止
- ・既存店舗用建物の余剰部分に係る賃貸条件の緩和の検討
- ・銀行に係る配当性向ルールの撤廃の検討
- ・商品ファンドに関する規制緩和（最低販売単位の一円1000万円までの引下げ）
- ・損害保険料率の設定の自由化の進め方の検討
- ・リスク細分型自動車保険商品の通信販売容認 等

## (今年度中に規制の緩和措置を講じる項目)

- ・適格退職年金に係る 5 : 3 : 3 : 2 規制の撤廃
- ・年金資産について、信託銀行の合同口を通じて行う株式運用対象に未公開株式を含めること。
- ・適格退職年金に係る生命保険契約の第一特約に対する 3 : 3 : 2 規制の撤廃 等

## (証券)

1. 証券分野については、自己責任原則の下で市場原理により資金配分・運用が行われる効率的な市場を実現するとの観点から、これまでも種々の規制緩和措置を積極的に講じてきたところである。
2. また、証券市場を取り巻く種々の環境変化に対応し、21世紀に向けた我が国証券市場の整備を図るため、昨年6月より、証券取引審議会の総合部会において、証券市場、市場仲介者たる証券業及び証券行政の将来の在り方について総合的に審議をいただいている。改革の方向性としては、
  - ①市場利用者の多様なニーズに対応できる仕組みの構築
  - ②付加価値の高い、魅力と競争力のある市場の確立
  - ③リスクを投資家に周知徹底させることによる信頼の醸成

を目指すこととしており、現在、投資対象、市場、市場仲介者の各般にわたって、その具体的な内容が詰められているところである。今後は、2001年までに東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際市場として復権させることを目標とする総理指示「我が国金融システ

ムの改革」を踏まえ、遅くとも本年6月を目途に審議を取りまとめてこととしている。

3. また、最近の経済・社会や経営環境の変化、金融のグローバル化などに対応して、企業の透明性を維持していくとの観点から、連結財務諸表、金融商品・企業年金等に関する会計基準について、現在企業会計審議会において審議がなされている。連結財務諸表については、その改定方針を春までに取りまとめるとしているほか、金融商品等に関する会計基準についても、まとめたものから順次公表していくこととしている。
4. 現在、3月の規制緩和推進計画の再改定に向けて、内外からの規制緩和要望及び行政改革委員会の「規制緩和に関する意見」等を踏まえ、鋭意検討を行っているところであり、今回の中間公表においては、
  - ①個別株オプションの導入
  - ②発行市場における投資勧誘の際のアナリスト・レポート使用の開始
  - ③基準気配発表制度の改善
  - ④公共債の累積投資業務の銀行への開放
 等を計画に盛り込むこととした。今後とも、総合部会等において審議されている項目を始めとして、それ以外の項目についても幅広く検討を進めていくこととした。

## (国際金融)

1. 国際金融分野においては、金融・資本市場の自由化、国際化のため、たゆまぬ規制緩和の努力を続けてきたところであるが、欧米諸国が対外取引規制を急速に自由化する中で、我が国金融・資本市場の活性化を図るため、

対外取引規制の抜本的見直しが急務となってきた。このような観点から、昨年6月、外国為替等審議会（外為審）において、外国為替管理制度の抜本的見直しの基本的考え方について報告書がとりまとめられた。

2. 大蔵省としては、これを踏まえて、外国為替及び外国貿易管理法（外為法）の改正に取り組むこととし、昨年9月12日に所要の法改正について外為審に諮問した。

3. これを受け、外為審においては法制特別部会が設置され、精力的に審議が行われ、この1月16日に、

- ①内外資本取引等の自由化
- ②外国為替業務の自由化と外国為替公認銀行制度の廃止
- ③効率的な事後報告制度の整備
- ④経済制裁等の国際的要請への的確な対応のためのメカニズムの確保
- ⑤その他所要の改正

を内容とする答申が大蔵大臣に提出された。

4. この答申に基づく外為制度の抜本的見直しは、総理指示による我が国金融システム改革のフロントランナーとして位置付けられるものであり、大蔵省としては、できるだけ速やかに外為法改正の法案を取りまとめ、今国会へ提出すべく最大限の努力を行っているところである。

5. 今般の国際金融関係の規制緩和要望の多くは、外為法改正法案が成立し、施行されることにより措置が講じられることとなる。

## ◆「財政構造改革会議」の設置について

政府・与党は、1月21日、財政健全化の方策を検討する「財政構造改革会議」（議長・橋本首相）を設置し、第1回の会合を開催した。同会議では、今後、個別歳出項目の削減方策を盛り込んだ「財政再建法案」について審議される予定。

## ◆平成8年度一般会計第1次補正予算の成立について

平成8年度一般会計第1次補正予算は、1月31日、参議院本会議において可決され、成立した（予算の内容については、『日本銀行月報』1997年2月号「経済要録」参照）。

## ◆現行金利一覧 (9年2月17日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期( )内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7. 9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.5	8.12.11 (2.7)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.90	9. 1.24 (3.00)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.90	9. 1.24 (3.00)
・住宅金融公庫	3.10	8.10. 9 (3.25)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	2.80	9. 1.24 (2.90)
(期間5年~7年)	2.85	9. 1.24 (2.95)
(期間7年以上)	2.90	9. 1.24 (3.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

## ◆公社債発行条件

(9年2月17日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%)	<u>2.495</u>	2.633
	表面利率(%)	<u>2.6</u>	2.7
	発行価格(円)	<u>100.84</u>	100.53
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	1.792	2.016
	同税引後(%)	1.455	1.635
	発行価格(円)	91.50	90.50
政府短期証券(60日)		〈7年9月13日発行分～〉	〈7年7月31日発行分～〉
	応募者利回り(%)	0.374	0.625
	割引率(%)	0.375	0.625
政府保証債(10年)	発行価格(円)	99.9384	99.8973
	応募者利回り(%)	<u>2.663</u>	2.763
	表面利率(%)	<u>2.6</u>	2.7
公募地方債(10年)	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回り(%)	<u>2.676</u>	2.776
	表面利率(%)	<u>2.6</u>	2.7
利付金融債(3年物)	発行価格(円)	99.40	99.40
	応募者利回り(%)	<u>1.000</u>	1.100
	表面利率(%)	<u>1.0</u>	1.1
利付金融債(5年物)	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回り(%)	1.600	1.600
	表面利率(%)	1.6	1.6
割引金融債	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回り(%)	0.452	0.452
	同税引後(%)	0.371	0.371
	割引率(%)	0.44	0.44
	発行価格(円)	99.55	99.55

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

# 海外

## ◆米国連邦公開市場委員会(FOMC)、1996年12月17日開催の同委員会議事録を公開

1997年2月6日、米国連邦公開市場委員会は、1996年12月17日に開催した同委員会の議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

なお、今回公表分より、議事録の公表日時が、次回FOMCが開催される週の木曜日米国東部時間の午後2時（従来は、金曜日同午後4時半）に変更となった。

### (結論)

現状の金融スタンスを維持することを決定。また、次回開催日までの政策変更の余地としては、準備ポジションに対してきつめの圧力をかけることがあり得るとすることで一致。

### (議論の要点)

(1) 米国経済は、FOMCのこれまでの想定どおり、潜在成長率近傍での安定成長が持続しており、インバランスはほとんど見当たらない。先行きについてみても、良好な金融・所得環境を背景とする個人消費や設備投資の増加が持続的成長を支えると予想されるが、その拡大テンポについては、財政支出や純輸出が成長の抑制要因として働くことから、緩やかなものにとどまるとみられる。ただし、収益や配当水準からみて、

既に価格がかなり高水準にある株式・資産市場の動向が消費等に与える影響については注視する必要がある。

- (2) 物価面をみると、インフレ率はなお落ち着いている。先行きについては、労働需給のタイト化に伴う賃金上昇の度合いが歴史的にみて緩やかではあるが、潜在成長率近傍での景気拡大が続いている状況下では、賃金上昇が一般物価に波及するかどうかは予断を許さない。
- (3) 当面の政策運営については、現状の経済情勢は満足いくものであり、少なくとも当面はインフレ・リスクも限られたものにとどまるとみられることから、現状の金融政策スタンスおよび次回会合までの引き締めバイアスを維持することで、全ての委員が同意した。

## ◆クリントン大統領、予算教書を議会に提出

米国政府は、2月6日、1998～2002年度の財政収支に関する政府案（1998年度予算教書）を議会に提出。今回の予算案では、引き続き財政収支を2002年度までに均衡化させることを目標に掲げ、1998年度以降5年間の財政収支の見通しを提示している（後掲図表1、2）。

(図表1)

## 1998年度予算教書の概要

(単位 億ドル、%)

	1997年度	98	99	2000	1	2
財政赤字ベースライン(注)	1,277	1,195	1,401	1,276	1,085	1,008
財政赤字削減額	△21	+11	△227	△405	△723	△1,177
財政赤字見通し (GDP比率)	1,256 1.6	1,206 1.5	1,174 1.4	871 1.0	361 0.4	△ 170 △ 0.2

(注) 現行政策が変更されない場合の財政収支見通し。

(図表2)

## 経済見通しの概要

(単位 %、上段は今回の予算教書見通し、下段( )内はCBO見通し1997年1月)

	1997	98	99	2000	1	2
実質GDP成長率 (連鎖ウエイト方式)	2.0 (2.1)	→ 2.3 → (2.2)	→ (2.1)	→	→	→
GDP価格指数 (連鎖ウエイト方式)	2.5 (2.4)	2.6 (2.6)	→	→	→	→
CPI伸び率	2.6 (2.8)	2.7	→	→	→	→
失業率	5.3 (5.3)	5.5 (5.6)	→	→	→	→
TB3か月利回り	5.0 (5.0)	4.7 → (4.6)	4.4 (4.2)	4.2 (4.2)	4.0 (3.9)	→
国債10年利回り	6.1 (6.2)	5.9 (6.1)	5.5 (5.8)	5.3 (5.5)	5.1 →	→

(注) 実質GDP成長率、GDP価格指数、CPI上昇率は第4四半期対比。失業率、TB3か月利回り、国債10年利回りは、年平均。

## ◆ドイツ政府、1997年年次経済報告を閣議決定

ドイツ政府は、1月28日の閣議で「雇用のための改革」と題する年次経済報告を了承し、公表した。同報告では、1997年は、輸出主導の景気回復が続いて、実質GDP成長率が+2.5%に高まると予測している。また、財政赤字の対GDP比率も2.9%にとどまり、マーストリヒト条約の財政赤字に関するコンバージェンス・クライテリア（同3%以下）を達成できるとしている。ただし、失業率については11.0%と前年（10.4%）よりさらに悪化するとの見通しであり、「労働市場の転換」および「経済活動における一層のダイナミズムの獲得」という構造問題に関わる2つの目標を示し、労働市場や経済構造へ

の一段のマーケット・メカニズムの浸透等を重要課題として提言している。

## ドイツ連邦政府の経済見通し

(単位 前年比 %)

	1996年実績 (速報)	97年 (見通し)
実質GDP	1.4	2.5
個人消費	1.4	1.5
政府消費	2.8	0.5
設備投資	2.6	5.0
建設投資	△ 2.7	△ 1.0
輸出	4.6	6.5
輸入	2.0	4.5
個人消費デフレータ	1.8	1.5
失業率	10.4	11.0

## ◆イングランド銀行、3月3日より市場調節方式を変更

2月4日、イングランド銀行は市場調節方式を以下のとおり変更し、3月3日より実施する旨を発表した。

### (1) ギルト・レポ・オペの導入

イングランド銀行は、日々の市場調節手段として、従来からのTB、適格地方公共団体手形、適格銀行引受手形の買切りやレポに加え、1996年1月に市場が創設されたギルト・レポ(英國債レポ)を活用していくことを決定。

### (2) オペ取引の相手方の拡大

従来、イングランド銀行はオペ取引の相手方をディスカウント・ハウスに限定していたが、適切な監督機関の監督に服しており、かつオペ参加に当つての諸基準<sup>(注1)</sup>を満たしている銀行、証券会社、ビルディング・ソサエティにも拡大することを決定。また、イングランド銀行の取引先に対して課せられていた別会社化の義務を廃止。

なお、ディスカウント・ハウスに対しては、cash ratio deposit(銀行免許を有する機関によるイングランド銀行に対する無利息預金。負債額規模に応じて負担。)の負担軽減、late lending(最終オペ終了後における市場の資金不足を調整するためのイングランド銀行貸出)の対象先といった、従来特に認められてきた取扱いを、最長2年間に限り継続することとしている。

(注1) オペ取引に対応し得る業務体制、市場での取引実績、および市場動向に関するイングランド銀行への情報提供等の基準が提示されている。

### (3) 最終オペ時間の変更

イングランド銀行は、市場参加者の資金繰りが一層肌理細かく行われるようになったことに鑑み、①最終オペ時間を午後2時から午後2時30分へ繰下げるとともに、②late lendingの貸出先を決済銀行(CAPS<sup>(注2)</sup>加盟行)のみに限定することを決定。

(注2) CAPS(Clearing House Automated Payment System)は、英国の銀行間決済システム。

## ◆韓国中央銀行、1997年マネーサプライ増加率目標を発表

韓国中央銀行は、1月16日、1997年のマネーサプライ(M<sub>2</sub>)増加率目標を前年比+14~19%と設定する旨表明した。目標設定の前提条件は、1997年の実質GDP成長率約+6%、CPI上昇率+4.5%。

## ◆韓国政府、金融改革委員会を発足

韓国政府は、1月22日、金融制度改革の推進を企図して、大統領直属の機構である「金融改革委員会」を発足させた。委員会が取り組む具体的な課題は、以下のとおり。

### (短期課題)

- ① 金利低下および安定化
- ② 融資慣行の改善
- ③ 金融機関の業務領域の調整

### (中長期課題)

- ① 金融機関の吸収合併
- ② 金融機関の競争力強化
- ③ 金融仲介費用の引き下げ

なお、同委員会は、早ければ3月までに短期課題に関する報告書を大統領に提出し、1997年末までに中長期課題に関する報告書を取りまとめる方針を打ち出している。

### ◆シンガポール政府、1996年の実質GDP成長率を上方修正

シンガポール政府は、2月7日、1996年の実質GDP成長率を、12月31日発表時点の6.5%から7%に上方修正した。

### ◆タイ政府、1997年度歳出削減策を発表

タイ政府は、1月7日、1997年度（1996年10月～97年9月）歳出予算を当初予算比500億バーツ削減する旨発表した。この歳出削減を背景に、経常収支赤字は、1996年中の対GDP比8.2%（見込み）から1997年は同7.2%へ抑制できる見通し。

### ◆タイ政府、不動産業救済措置を決定

タイ政府は、1月14日、民間金融機関出資による不動産購入基金創設等を骨子とした不動産業救済措置を決定した。主な内容は、以下のとおり。

- ① 商業銀行の不動産向け融資に関する金利減免・返済期間延長要請
- ② 不動産買い上げを目的とする信託基金会社の設立
- ③ 証券取引委員会に対して不動産ファンド設立を要請

- ④ 不動産取引手数料の引き下げ
- ⑤ モーゲージ証券取引認可のための法律整備
- ⑥ 1997年中購入分の不動産に係るキャピタルゲイン課税の条件付き免除

### ◆中国人民銀行、新たに外国系銀行4行の人民元建て預貸業務を認可

中国人民銀行は、1月22日、新たに外国系銀行4行（第一勧業銀行、三和銀行、スタンダード・チャータード銀行、パリ国際銀行＜パリ国立銀行と中国工商銀行の合弁銀行＞）に対し、上海・浦東地区の支店において、人民元建て預貸業務を認可した。この結果、人民元建て預貸業務を認可された外国系銀行は8行となった。

### ◆中国、全国金融工作会议を開催

中国では、全国金融工作会议が1月13日開催され、蔣相龍・中国人民銀行行長が1997年の金融政策運営方針等について発表した。その主要内容は、以下のとおり。

- ① 中国人民銀行は、1996年、金融機関の監督に関する法規を整備したほか、経営困難に陥った金融機関（投資信託公司）の合併等を推進するなど、金融システムの保持・育成に努力した。
- ② 国有企業改革推進の観点から、大中型国有企业300社が銀行との間でメインバンク契約を締結したほか、5大商業銀行（中国銀行、中国工商銀行、中国建設銀行、中国農業銀行、交通銀行）は234億元の不良債権償却を実施した。

- ③ 国有銀行の支店を1,000か所以上統合するなど、金融機関の経営合理化が実施された。
- ④ 1997年も「適度に引き締め」の金融政策を実施する方針。

## ◆中国国務院、外貨管理条例を改正

国務院は、1月14日、外貨管理条例を改正し、即日施行した。主な改正内容は、以下のとおり。

- ① 1996年12月のIMF 8条国への移行に伴い、経常取引における対外支払いおよび移転を制限しない（第5条）。
- ② 個人は旅行等で私的に使用する外貨を購入することができる（第14条）。
- ③ 国外に移住した個人の国内資産から生じた収益を海外に送金する場合、外貨に交換できる（第15条）。
- ④ 外資企業等が中国国内での営利活動によって得た人民元を海外に送金する場合、人民元と外貨を交換できる（第17条）。